

1 実施計画の策定について

(1) 実施計画策定の目的

第6次東郷町総合計画（以下「総合計画」という。）に掲げられた町の将来都市像「人・まち・みどり ずっと暮らしたい とうごう」を実現するために定めた基本計画を各種事業として具体化し、本町がバランスよく発展していくために策定するものです。

(2) 実施計画期間

令和7年度から令和9年度までの3か年とします。

(3) 実施計画の性格

- ア 総合計画に掲げる「6つの基本目標」と「計画の進行管理」を実現するために、現実の社会事情の中でどのように実施していくかを明らかにし、予算編成の指針とするものです。
- イ 計画の期間は3年間ですが、社会情勢、町財政事情、事業の熟度等の推移に対応するため、毎年見直しを行い、向こう3か年の計画を策定するローリング方式を採用しています。
- ウ 実施計画に掲載された事業は、町議会の予算や条例の議決等、所定の手続を経た後に初めて実施されるものであり、実施計画への掲載により事業実施が決定されるものではありません。

(4) 実施計画の構成

- ア 総合計画の基本計画の構成に準じて、「6つの基本目標」を柱としてとりまとめました。
- イ 実施計画の対象事業を次のとおりとしました。
 - (ア) ハード事業に関する新規事業
 - ① 用地取得事業
賃貸の場合も含む。土地開発公社への償還金は除く。
 - ② 施設・インフラ整備関係事業
1件の工事又は路線当たり1,000万円以上の事業。また、複数年にわたる事業は、総額が1,000万円以上のもの。
なお、インフラを改修・修繕するために総額配当されているものは除く。
 - ③ 施設・インフラ整備関係事業に伴う調査、設計等の委託事業
事前調査・実施設計等の委託事業。
 - ④ 備品等整備事業
新規や買替え、システムの導入・改修のほか、備品購入費、賃借料、使用料等により予算措置するものを含む500万円以上の事業。

なお、リース等の場合は、総額が 500 万円以上のものとする。ただし、既に導入されているシステム等の単なる更新事業は除く。

⑤ 負担金等の交付により他団体が施行する事業

他団体と連携して実施するハード事業に対する負担金等。

(イ) ソフト事業に関する新規事業

① 国や県の制度改正に伴う事業

法律や県条例等の改正に伴い、本町においても制度改正等を伴う事業であって、総額が 500 万円以上の事業。

② 新たに町独自で制度改正等を行う事業

町単独で給付や補助等を新たに行う事業(既存事業の上乗せや横出しを含む)。

③ 計画等策定事業

町政に係る基本計画等の策定業務。

④ 負担金等の交付により他団体が施行する事業

他団体と連携して実施するソフト事業に対する負担金等。

(ウ) 政策的事業に関する新規事業

① 町長マニフェスト等に関する事業

(ア) 及び (イ) 以外で町長マニフェスト等の推進に重要と考えられる事業。

② 総合計画の推進に重要な事業

(ア) 及び (イ) 以外で総合計画の推進に重要と考えられる事業。

③ まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の推進に重要な事業

地方版総合戦略における基本目標の達成に資する事業。

(エ) 継続事業(開始から 3 年未満の事業)

継続事業については、原則、開始年度から 3 年間は金額に関係なく、実施計画の対象とする。

(オ) 政策的事業に関する継続事業(3 年以上経過した事業)

事業費が 500 万円以上のもの。

ウ 総合計画の基本計画では、住民意向調査の項目から 33 項目を目標指標として設定しています。設定した目標指標は、実施計画の対象事業に該当しない経常的な事業等を含めた、複数の事業により達成されるものです。

なお、住民意向調査は概ね 5 年ごとに実施しており、令和 5 年度末時点の数値は算出していないため、「－」と表記しています。

(5) 実施計画策定の手順

ア 策定方針の決定

イ 財政見通しに基づく事業費執行可能額の想定

ウ 各部等における計画の立案

エ 実施計画担当部局における査定及び調整

オ 町長による裁定